

港湾におけるヒアリ対策について

中川 洋平

関東地方整備局 港湾空港部 港湾管理課 (〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57)

2017年6月に日本国内で初めて確認されたヒアリ。その後、関東地方整備局管内を含めた全国のコンテナを取り扱っている港湾を中心に次々と確認された。

本稿では、ヒアリに対して環境省及び港湾管理者とそれぞれ連携して実施した方策と情報提供について報告する。

キーワード ヒアリ, コンテナ港湾, 情報提供

1. はじめに

ヒアリは北米、アジアを中心に有害生物としてさまざまな被害を与えている。日本では2005年に施行された「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で特定外来生物に指定されていたが、2017年6月神戸港で初めて確認されるまで国内では未確認であった。ヒアリとは写真-1に示すとおり体長は2.5mm~6.0mmほどの小さな赤茶色のアリであり、さされた場合は、かゆみ、はれ、じんましんやアレルギー症状が重篤な場合は、アナフィラキシー症状(呼吸困難、血圧低下、意識障害)を引き起こす可能性もあることから緊急的な対応が求められることになった。

本稿執筆時点(2018年6月)で29事例12都府県において確認され、そのうち関東地方整備局管内では、5事例3都県で確認されている。

確認された状況は、コンテナヤードの地面の舗装の割れ目、空コンテナ置き場、コンテナの内部、コンテナから搬出した荷物などである。ヒアリへの知見は特定外来生物ということで環境省が有しているが、上記のとおりヒアリが確認された経緯にいずれも港湾におけるコンテナが絡んでいることから、全国的には国土交通省(関東地方は関東地方整備局港湾空港部)が、環境省や港湾管理者と連携して水際対策を実施することになった。

2. 調査及び防除の内容

(1) 主要7港湾調査

2017年6月9日にヒアリが神戸港のコンテナヤード内に輸入され保管されていたコンテナ内で見つかったことか



写真-1 ヒアリ 出典：環境省HP

表-1 全国のヒアリの確認状況一覧
(環境省の報道発表資料等を基に作成)

番号	確認地点	確認日	確認状況
1	兵庫県尼崎市	平成28年8月9日	事業所敷地内:コンテナ内
2	兵庫県神戸市(ポートアイランド)	平成29年6月18日	コンテナヤード:地面の舗装の割れ目
3	愛知県豊田市(名古屋港)	平成29年6月28日	コンテナヤード:コンテナの外壁
4	大阪府大阪市(大阪南港)	平成29年7月23日	コンテナヤード:地面の舗装の割れ目
5	東京都品川区(東京港)	平成29年7月26日	空コンテナヤード:コンテナ内
6	愛知県豊田(名古屋港)・愛知県春日井市	平成29年7月10日	コンテナヤード:コンテナ内・事業所敷地内
7	神奈川県横浜(横浜港)	平成29年7月14日	コンテナヤード:地面の舗装の割れ目
8	福岡県福岡市(博多港)	平成29年7月21日	コンテナヤード:地面の舗装の割れ目、コンテナ内
9	大分県中津市	平成29年7月24日	事業所敷地内:コンテナ内
10	福岡県福岡市	平成29年7月27日	事業所敷地内:コンテナ内
11	愛知県豊田市(名古屋港)	平成28年8月4日	空コンテナヤード:コンテナ内
12	岡山県倉敷市(水島港)	平成28年8月9日	空コンテナヤード:地面の舗装の上
13	埼玉県秩父市	平成29年8月16日	事業所敷地内:荷物
14	広島県広島市(広島港)	平成29年8月24日	コンテナヤード:トラップ、その周辺の地面の舗装の上
15	静岡県静岡市(清水港)	平成29年8月27日	コンテナヤード:トラップ、その周辺の地面の舗装の割れ目
16	愛知県名古屋(名古屋港)	平成28年9月11日	事業所敷地内:コンテナ内
17	神奈川県横浜(横浜港)	平成28年9月19日	空コンテナヤード:コンテナ内
18	福岡県北九州市(北九州港)	平成29年9月19日	コンテナヤード:トラップ
19	岡山県岡山市	平成29年9月18日	事業所敷地内:荷物
20	愛知県豊田市(名古屋港)	平成29年10月2日	コンテナヤード:積荷
21	神奈川県横浜(横浜港)	平成29年10月5日	コンテナヤード:トラップ
22	京都府向日市	平成29年10月14日	事業所敷地内:コンテナ内
23	静岡県浜松市・愛知県豊田市	平成29年11月9日	事業所敷地内:積荷・パレット・空コンテナ内
24	広島県広島市(広島港)・広島県呉市	平成29年11月9日	事業所敷地内:積荷・コンテナ・パレット・空コンテナ内
25	広島県広島市	平成29年11月22日	事業所敷地内:積荷
26	広島県広島市(広島港)・広島県呉市	平成29年11月22日	コンテナ・パレット・空コンテナ内・事業所敷地内:積荷
27	大阪府八尾市	平成30年5月18日	個人所有宅:郵便荷物内
28	大阪府大阪市	平成30年6月19日	コンテナヤード:コンテナ内
29	大阪府岸和田市	平成30年6月18日	事業所敷地内:コンテナ内

ら、まず輸入コンテナ取扱量の上位6港(東京港・横浜港・名古屋港・大阪港・神戸港・博多港)とヒアリ分布地域である中国と台湾に近い那覇港の計7港で2017年7月



写真-2 主要7港湾調査の実施状況（横浜港）

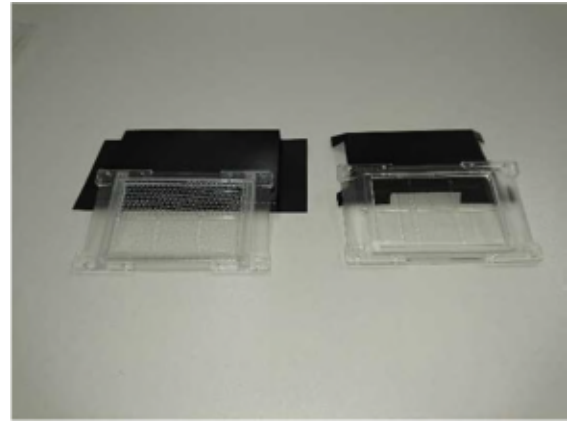


写真-3 モニタリングトラップ

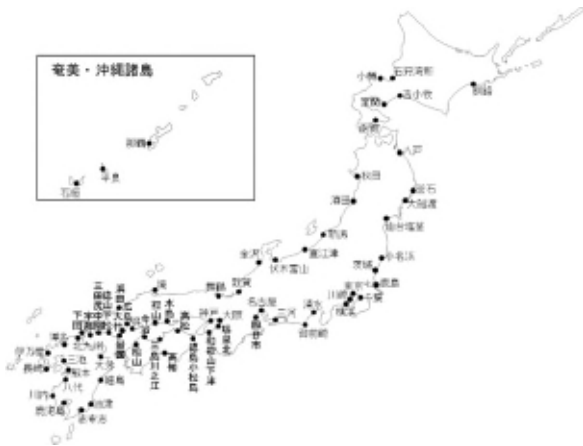


図-1 68港湾調査対象港



写真-4 ヒアリ駆除の様子

にヒアリ生息状況調査を実施した。

調査内容は専門家による目視調査で、国土交通省は環境省と合同で調査を実施した。本調査では横浜港でヒアリが確認され、本調査対象港湾以外の港湾でも、続々とヒアリが確認されたことから調査対象港湾を拡大することになった。

(2) 68港湾調査の実施

2017年7月にヒアリが確認された港湾が全国に拡大したため、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国68港湾（図-1）にて調査が実施された。関東地方整備局管内では茨城港、鹿島港、千葉港、東京港、川崎港、横浜港の6港が該当した。写真-2に横浜港における調査実施状況を示す。

調査内容は専門業者による目視調査と写真-3に示すモニタリングトラップの設置及び回収である。環境省と協力して8月～10月にかけて同一の場所で3回実施した。本調査では5港湾（関東地方整備局管内では横浜港）でヒアリが確認された。また同調査は冬季調査として2018年2月にも実施したが、ヒアリは確認されなかった。

(3) ヒアリ確認地点の周辺2km調査結果

ヒアリが確認された場合、写真-4に示すようにまず確認場所で発見個体の駆除を薬液を注入するなどの対応を早急に実施することになる。その後、確認地点とその周辺2kmに範囲を拡大したヒアリの生息状況のモニタリング調査を環境省が実施した。調査内容は68港湾調査と同様の目視調査とモニタリングトラップの設置と回収である。この調査ではヒアリが確認されなかったため、国内でのヒアリの定着がないことの根拠の一つとなった。このことは、港湾エリアの水際防除が、如何に重要な取り組みであることが確認されたものであり、国と港湾管理者との一層の連携が求められた。

(4) ヒアリ定着防止緊急工事

ヒアリがコンテナヤードのアスファルト舗装の割れ目や隙間から確認されたことで、ヒアリの定着を防止することを目的として、緊急的にコンテナヤードのアスファルトの割れ目や隙間を埋める工事を実施した。対象は68港湾と同じで、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国68港湾。関東地方整備局管内では、2017年7月25日に横浜港での着手を皮切りに、茨城港、鹿島港、

千葉港，東京港，川崎港で実施した。

緊急工事ということでスピード感が求められたが，同時にコンテナヤードでの荷役作業や船舶入出港予定を確認するという慎重さも求められた。



写真5 コンテナヤードの補修前

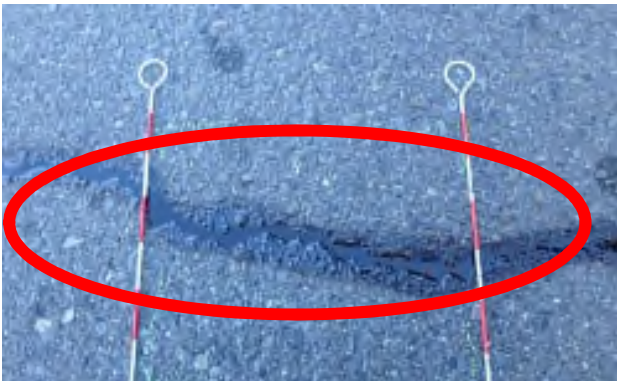


写真6 コンテナヤードの補修後

3. ヒアリに関する情報提供

ヒアリが国内で最初に確認された2017年6月から7月にかけて，マスメディアによるヒアリに関する報道が大量に流され，一部にはアメリカで死亡例があるとの報道もあったため，当初はパニック的な様相を呈した。このため環境省のとりまとめで，ヒアリに関する情報提供とヒアリが各地で確認された時の情報提供を実施した。

(1) ヒアリとは何かの情報提供

ヒアリに関する報道において，海外の死亡例を極端にクローズアップしてヒアリが「殺人アリである」というイメージが広まった。しかし実際はヒアリが定着している台湾においては死亡例はなく，むしろ厚生労働省の人口動態調査によると国内に生息しているスズメバチ類による死者は毎年出ている状況である。

こうしたことから，ヒアリに関する適切な注意を喚起することを目的としたチラシとポスターを政府として作成（内閣官房と環境省が作成）し，当局は港湾管理者を

通して荷役業者や旅客ターミナルなどに配布することで正確な情報の提供を行った。

なお，チラシとポスターの配布は全省庁的な取り組みで，例えば文部科学省を通して教育機関などに配布するなどもしている。



図2 ヒアリのチラシ



図3 ヒアリのポスター

(2) ヒアリが発見された時の情報提供

ヒアリが確認されたという情報はネガティブ情報としてインパクトが強い情報なので，情報提供の仕方については特に注意を要した。

a) 情報提供のタイミング

迅速な情報提供ということを目的として，「ヒアリの疑い」の段階で情報提供を実施したが，結果的にヒアリでなかった場合には再度の情報提供が必要になるが，最初の「ヒアリの疑い」情報のインパクトが強く混乱を招いた事例があった。そのため，環境省が「ヒアリである」

との確認ができた段階で環境省と港湾管理者を含めた自治体が同時に記者発表をすることになった。

b) 情報提供の内容

情報提供の内容として、ヒアリが確認されるまでの経緯と確認場所を提供することになるが、ヒアリが確認されたというネガティブ情報による風評被害を招く可能性があるため、発見場所の記載については慎重さが求められた。具体的には港湾で確認された場合は、〇〇港の〇〇ふ頭までの記載とし、船会社や荷役業者が特定されることがないように注意した。また写真については、コンテナのロゴや港湾での特徴ある施設が写っていない写真を使用することとした。

(3) ヒアリへの対応に関するリーフレット

環境省が作成した「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をベースとして2018年4月に国土交通省で港湾や物流の事業者向けにヒアリの点検を行う際及びヒアリの発見した際に参考となるリーフレットを作成し港湾管理者を通して配布を行った。



図4 ヒアリ発見時の対応リーフレット

4. 成果

これまでヒアリが確認された場所は基本的には港湾内にとどまっており、内陸で確認された時も駆除を実施し

た後にモニタリング調査を実施した結果、確認場所の周辺ではヒアリが確認されなかった。また、海外のヒアリ生息地で見られるアリ塚も発見されていないことから、日本国内では初期段階での対応ができており現在までのところヒアリの定着はしていないと思われる。

ヒアリに関する情報提供を積極的に実施したことで、いわば公式発表によるヒアリの情報提供となっており、各方面のヒアリに関する理解が深まり一時期のパニック的な状況はなくなった。これは、環境省や国土交通省及び港湾管理者等の関係機関の連携により、それぞれが持っている専門の知見とネットワークがうまく活用されたためと思われる。



写真-7 ヒアリのアリ塚 出典：環境省HP

5. 課題と今後の対応方針

これまでのところ、日本国内での水際対策もありヒアリの定着は、防がれているが、ヒアリは中国を中心とした海外から輸入されるコンテナ経由で日本にきていると想定されているため、コンテナの仕出港でのヒアリ対応が求められる。

また、現状は港湾でのコンテナのみが注目されているが、コンテナ以外にも船で運ばれるに荷物にはバルクのようなばら積み貨物など多様な荷物があるなかで、外国から輸入されるコンテナ以外の荷物への対策について検討する必要がある。

直近の2018年2月に実施した冬季の調査ではヒアリが確認されなかったが、ヒアリの活動が活発になる夏期に向けて2017年度と同様の68港湾調査を実施する予定が環境省からアナウンスされている。関東地方整備局としても水際での対応について積極的に協力をしてヒアリの定着を防止することである。